

東ト協助成事業

「働きやすい職場認証制度」(運転者職場環境良好度認証制度)

取得促進助成事業 実施要綱

令和2年10月1日制定

令和3年7月5日改定

一般社団法人東京都トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人東京都トラック協会(以下「東ト協」という)が実施する「働きやすい職場認証制度」(運転者職場環境良好度認証制度)の取得に係る助成金(以下「助成金」という)の交付に関して必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(事業趣旨)

第2条 運転者の労働条件や労働環境を改善するとともに、運転者を確保・育成するために長時間労働の是正等の働き方改革に取り組む自動車運送事業者が取得出来る、「働きやすい職場認証制度」(運転者職場環境良好度認証制度)に対し、認証機関である一般財団法人日本海事協会(以下「認証機関」という)を通して会員事業者が初回認証登録を行った場合、その費用の一部を助成し、より働きやすい労働環境の実現や安定的な人材の確保を図る。

(助成対象事業者)

第3条 助成対象事業者は、東京都内に本社を有する事業者であり、「認証機関」の定める申請受付期間中に初回認証登録申請を行い、「認証機関」の審査に合格し、別途要領にて定める提出期限までに交付申請書の提出があったものとする。

なお、上記期間内であっても、予算額に達した場合はその時点で終了する。

(助成交付額)

第4条 助成金の交付額は、当該年度の予算範囲内において、事業者の初回審査・登録料のうち50,000円(本社事業所分を含む)を助成する。なお、本社事業所が事業用貨物自動車を有しない場合は、東京都内の事業用貨物自動車を配置する1事業所を本社事業所分として扱う。

また、東京都内に複数の事業所を有する場合は、1事業所分の申請あたり5,000円を助成し、本社事業所を含め11事業所を上限とする。

(助成金の申請手続き)

第5条 会員事業者が助成金の交付を受けようとする場合には、東ト協所定の様式「働きやすい職場認証制度」(運転者職場環境良好度認証制度)取得促進助成金交付申請書(様式1)に必要事項を記入押印の上、①認証機関から発行される初回審査料の請求書(写)②認証機関から発行される初回審査料の領収書(写)(銀行及びネット振替等での振込み票や明細表でも可)を添えて東ト協へ請求することとする。

(助成金の交付)

第6条 東ト協は、第5条の請求に基づき精査確認の上、適正と認めるときは会員事業者へ助成金を交付する。

(登録証書の提出)

第7条 前条に基づき、助成金の交付を受けた事業者は、別途要領にて定める提出期限までに①認証機関から発行される審査結果通知書(写)②認証機関から発行される初回登録料の請求書(写)③認証機関から発行される初回登録料の領収書(写)(銀行及びネット振替等での振込み票や明細表でも可)④認証機関から発行される「登録証書」(写)を提出することとする。

また、複数事業所分の助成金の交付を受けた場合は、東京都内の事業所名の記載がある「登録証書」(写)を提出することとする。

(助成金の交付取り消しと返還)

第8条 会員事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、東ト協は助成金の交付を取り消すことができる。なお、添付書類の改ざん等、その内容が悪質と判断された場合、東ト協の助成事業のすべてに係る申請は、原則として当分の間、受付及び交付決定を行わないものとする。

(1)偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた場合

(2)前条に基づく提出書類が提出されない場合または提出書類に不備がある場合

(3)その他助成金の交付内容若しくはこれに付した条件、又は本要綱及び実施要領に違反した場合

2 前項の場合において、当該取り消しに係る助成金が、既に会員事業者へ交付されているときは、東ト協は会員事業者に対し、期限を定めて返還を求めることができる。

(雑則)

第9条 東ト協は、会員事業者に対し助成に関して必要な報告を求めることができる。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、東ト協が別に実施要領を定める。

(附 則)

本要綱は令和3年7月21日より施行する。